

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案新旧対照条文

目 次

一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）	1
二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	2
三 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）	4
四 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）附則	.....
五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第 号）	10 9 4 2

一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（家庭裁判所調査官）</p> <p>第六十一条の二 （略）</p> <p>② 家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所においては、第三十一条の三第一項第一号の審判及び調停、同項第二号の裁判（人事訴訟法第三十二条第一項の附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判（以下この項において「附帯処分等の裁判」という。）に限る。）並びに第三十一条の三第一項第三号の審判に必要な調査その他の法律において定める事務を掌り、各高等裁判所においては、同項第一号の審判に係る抗告審の審理及び附帯処分等の裁判に係る控訴審の審理に必要な調査その他の法律において定める事務を掌る。</p>	<p>（家庭裁判所調査官）</p> <p>第六十一条の二 （同上）</p> <p>② 家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所においては、第三十一条の三第一項第一号の審判及び調停、同項第二号の裁判（人事訴訟法第三十二条第一項の附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判（以下この項において「附帯処分等の裁判」という。）に限る。）並びに第三十一条の三第一項第三号の審判に必要な調査その他の法律において定める事務を掌り、各高等裁判所においては、同項第一号の審判に係る抗告審の審理及び附帯処分等の裁判に係る控訴審の審理に必要な調査を掌る。</p>

二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第四条関係）

		改 正 案		現 行	
		別表第一（第三十条の七関係）		別表第一（第三十条の七関係）	
		提供を受ける国の機関又は法人	事務	提供を受ける国の機関又は法人	事務
四十二 国家公務	四十一の二 外務省	四十一 外務省 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十条第一項の記載事項の訂正、同法第十二条第一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一〇四十（略） (略) 事務	四十一 外務省 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十条第一項の記載事項の訂正、同法第十二条第一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一〇四十（略） (略) 事務
四十二 国家公務	四十一の二 外務省 （新規） （新規）	四十一の二 外務省 （新規） （新規）	四十一 外務省 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十条第一項の記載事項の訂正、同法第十二条第一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十一 外務省 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十条第一項の記載事項の訂正、同法第十二条第一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十一 外務省 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十条第一項の記載事項の訂正、同法第十二条第一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百	四十二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百	四十二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百	四十二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百	四十二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百	四十二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百

員共済組合連合 会	四十三ヶ百二十二 (略)	二十八号) 又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
--------------	-----------------	---

員共済組合連合 会	四十三ヶ百二十二 (略)	二十八号) 又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
--------------	-----------------	---

三 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（附則第五条関係）

改 正 案

現 行

（裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例）

第十三条の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項及び前二条の規定の適用については、これららの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。

一 （略）

二 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法の規定を準用することとされる事件を含む。）、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第 号）第二十九条に規定する子の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める手続

三・四 （略）

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上	欄	下	欄
	一（一五）	（略）		
一五 の二	家事事件手続法別表第二に掲 げる事項についての審判、同 法第二百四十四条に規定する 事件についての調停若しくは	千二百円		

（裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例）

第十三条の二 （同上）

一 （同上）

二 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法の規定を準用することとされる事件を含む。）若しくは家事事件の手続の費用の負担の額を定める手続

三・四 （同上）

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上	欄	下	欄
	一（一五）	（同上）		
一五 の二	家事事件手続法別表第二に掲 げる事項についての審判若しく は同法第二百四十四条に規定 する事件についての調停の	千二百円		

一六		国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第三十二条第一項に規定する子の返還申立事件の申立て又はこれらの法律の規定による参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）
イ 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項までの規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第		

千円

一六		申立て又は同法の規定による参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）
イ 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項までの規定による申立て、その他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始される		

千円

<p>一七</p> <p>イ(イ) (略)</p> <p>(ロ) 非訟事件手続法又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て又は受命裁</p> <p>法律の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を</p>	<p>百二十二条第一項の規定による申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p> <p>口 (略)</p>	<p>五百円</p>
<p>一七</p> <p>イ(イ) (同上)</p> <p>(ロ) 非訟事件手続法の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て又は受命裁</p>	<p>もの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p> <p>口 (同上)</p>	<p>五百円</p>

する条約の する側面に 関	の民事上 取の民事上 的子の奪 しくは国際	法第九十七 条第二項若	事件手続法 第二項、家	第七十七條 事件手續法 二項、非訟	又は民事訴 訟法第三百 三十七条第 二項、非訟	抗告の提起 (1) 一一の二の 項、一五の二の 項又は一六の 項に掲げる申 立てについて の裁判(抗告 裁判所の裁 判を含む。)に 対するもの	ハゾト (略)	一八 続行を命じ、若しくは執 行処分の取消しを命ずる 裁判を求める申立て又は 受命裁判官若しくは受託 裁判官の裁判に対する異 議の申立て
却下したもの 不適法として 却下したもの	(2) 一三の項に 掲げる申立て 又は申出につ いての裁判(一 不適法として 却下したもの	額の一・五倍の額	一三の項により算出して得た					
立て の許可の申 による抗告	九十七條第 二項の規定	件手續法第 二項若し	くは家事事 第二項若し	第七十七條 事件手續法 二項、非訟	又は民事訴 訟法第三百 三十七条第 二項、非訟	抗告の提起 (1) 一一の二の 項、一五の二の 項又は一六の 項に掲げる申 立てについて の裁判(抗告 裁判所の裁 判を含む。)に 対するもの	ハゾト (同上)	一八 判官若しくは受託裁判官 の裁判に対する異議の申 立て
却下したもの 不適法として 却下したもの	(2) 一三の項に 掲げる申立て 又は申出につ いての裁判(一 不適法として 却下したもの	額の一・五倍の額	一三の項により算出して得た					

この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。	十一條第二項の規定による抗告の許可の申立て			実施に関する法律第一百一十二条第一項の規定による抗告の裁判所の裁判を含む。)に対するもの
	(4) (1)から(3)まで以外のもの	(3) 民事保全法の規定による保全抗告	(4) (1)から(3)まで以外のもの	裁判所の裁判を含む。)に対するもの
	民事訴訟法第三百四十九条第一項、非訟事件手続法第八十一条第一項、家事事件手続法第三条第一項若しくは国际的子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する終局決定の変更の申立て	民事訴訟法第三百四十九条第一項若しくは国際的子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する終局決定の変更の申立て	民事訴訟法第三百四十九条第一項、非訟事件手続法第八十一条第一項又は家事事件手続法第三条第一項の規定による再審の申立て	民事訴訟法第三百四十九条第一項若しくは国際的子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する終局決定の変更の申立て
	千五百円	千五百円	千五百円	千五百円

(同上)	十一條第二項の規定による抗告の許可の申立て			実施に関する法律第一百一十二条第一項の規定による抗告の裁判所の裁判を含む。)に対するもの
	(4) (1)から(3)まで以外のもの	(3) 民事保全法の規定による保全抗告	(4) (1)から(3)まで以外のもの	裁判所の裁判を含む。)に対するもの
	民事訴訟法第三百四十九条第一項、非訟事件手続法第八十一条第一項又は家事事件手続法第三条第一項の規定による再審の申立て	民事訴訟法第三百四十九条第一項、非訟事件手続法第八十一条第一項又は家事事件手続法第三条第一項の規定による再審の申立て	民事訴訟法第三百四十九条第一項、非訟事件手続法第八十一条第一項又は家事事件手続法第三条第一項の規定による再審の申立て	民事訴訟法第三百四十九条第一項、非訟事件手続法第八十一条第一項又は家事事件手続法第三条第一項の規定による再審の申立て
	千五百円	千五百円	千五百円	千五百円

四 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百一十五号）附則（附則第六条関係）

改 正 案

（他の法律の適用の特例）

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

号)	国際的な子の奪取 の民事上の側面に 関する条約の実施 に関する法律（平 成二十五年法律第 五百二十一号）	第五条第一項 第一号	内閣府
機関	内閣府及び復興庁	内閣府及び復興庁	内閣府

第三条（同上）

現 行

（他の法律の適用の特例）

第三条（同上）

（新設）

五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二号）（附則第七条関係）

	改 正 案	現 行
(略)	<p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第一の十九の項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）」の下に「第五十三条第一項の短期給付若しくは同法」を加え、同表の四十一の二の項の次に次のように加える。</p> <p>四十一の三 国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による同法第九条第一項の国税等の徴収若しくは収納又は同法第十一条第四項において準用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十一条第一項の債権者への支払に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第一の十九の項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）」の下に「第五十三条第一項の短期給付若しくは同法」を加え、同表の四十一の項の次に次のように加える。</p> <p>四十一の二 国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による同法第九条第一項の国税等の徴収若しくは収納又は同法第十一条第四項において準用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十一条第一項の債権者への支払に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
(略)	<p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第一の十九の項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による同法第五十条第一項の短期給付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第一の十九の項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による同法第五十条第一項の短期給付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>